

2002年12月3日

通院ボランティア通信

【いどばたNo.18】

全腎協事務局

今号は、ボランティア移送が抱えている「道路運送法 80 条の抵触問題」に関する最近の情勢を中心に、紙面を構成しました。国土交通省の動きに呼応して非営利移送サービス団体の運動も加速しています。

◆ ◆ ◆ 実施団体のできごと ◆ ◆ ◆

実施団体からは、行事の様子や日常活動の悩み、利用者・ボランティアの動向などを「今月の活動状況」用紙でお知らせいただいています。

10 月分としてお寄せいただいた中から、4 団体の様子をそのままご紹介いたします。

◆ほほえみ諫早・研修会開催◆

ラジオ (FM) や町の情報誌を利用して、ボランティア募集を呼びかけています。HP も作成予定。

10 月中に第 2 回の「ほほえみ諫早」研修会を行いました。研修会の際に、看護師による送迎中のシャント管理 (止血法等) の講義を受けましたが、肝心の参加者が少ないことが問題です (特に健常者の方...)。「ただ送迎すればいい」と思わず、非常時のことも頭に入れておいてほしいものですが……。

◆さくらの会・利用者が退院したら…◆

1 ヶ月以上入院している利用者が 8 名いる。そのうち 4 名は 3 ヶ月を超えている。

長期入院者の「見限り (見極め)」で悩むことがある。たとえば、現在 3 ヶ月入院中で退院見込みの立たない人がある。しかし、その人の利用時間帯には既に新規の利用者が入っており、万一退院されても、まず対応できない。そういう「見限り (見極め)」が難しい。

◆ふれあい大津・入院患者増加が課題◆

入院者が多く巡回便に赤字路線が増えてきた。福祉車両は採算に乗ってきた。福祉車両は平成 15 年度に 1 台増車予定。

事業型作業所設置は難航 (不許可となる可能性あり) している。

「ふれあい草津・栗東」は順調に運行しているが、入院の患者が多い。県の助成金 425 千円が決定した (平成 14 年度のみ)。

◆BGM運転ボランティア・活動幅広く◆

- ・ピアカウンセリング相談 (10/1.15)
- ・赤い羽募金運動 (10/6)
- ・市民祭りへの参加協力 (10/6)
- ・交流会開催 (10/16、参加者 14 人)
- ・市民活動応援プロジェクト相談 (10/19)
- ・ボランティアフェスティバルに活動発表と展示 (10/27)
- ・定例会 (10/31) …利用会員へのアンケートを実施し集計結果を定例会で検討した。今後利用者ニーズにあったサービス向上をめざす。移送サービス中に、BGM の活動名札があると良いとのことのでつり下げ名札を作成する。



法的位置づけをめぐる様々な動き



国土交通省のガイドライン策定で、「白ナンバー」送迎存続の危機？

ボランティア移送の法的位置づけについて、国土交通省は「今秋札幌市でSTS（スペシャルトランスポートサービス）の実証実験を行い、それを元に非営利移送の取扱いに関するガイドラインを策定する」という方針を打ち出しています。このガイドラインは、ボランティアや訪問介護事業所、社協による「白ナンバー」の送迎活動全体に大きな影響を及ぼすと思われるため、全腎協は、利用者としても通院介護支援事業の実施団体としても利用者が放り出されるような「ガイドライン」にならないよう、他の移送サービス団体とともに運動を進めています。

◆市民政策ヒアリング「移送サービス問題についてパートII」◆

資料①

11月21日に民主党主導の懇談会が開かれ、担当省庁・国会議員・非営利移送関係者など約30人が出席しました。

国交省からは「移動制約者の移動手段の整備が必要であり、その一つとして非営利移送サービスが『安全と安心』を担保して活動する枠組みを検討したい」という方針が説明されました。

同省では運転協力者に2種免許を義務づけることも検討しており、参加した非営利団体からは、2種免許は必ずしも『安全と安心』の担保にならないという意見や、非営利移送は市民活動であり営利事業者を定義した道路運送法に当てはめるのは無理があるとの発言が相次ぎました。

自動車交通局旅客課・岡田課長の説明要旨

（１）STS（スペシャルトランスポートサービス）の整備必要

- *道路運送法の目的は「安全かつ便利」に道路輸送が行われること。タクシーは4条に則り、だれが利用しても「安全」の確保ができるよう、2種免許を必要としている。（一方、自家用自動車の使用の規定は80条の例外規定で、福祉目的でやむをえない場合許可を与えることがある。）
- *「公共交通（タクシー含む）」が不十分なため、ボランティア輸送が広がってきた経過がある。それを後退させない形で、来年度初旬に「ガイドライン」を出したい。
- *交通バリアフリー法に基づき、「移動制約者」のための移動手段として、タクシー等の整備も必要と考えている。9,10月に札幌市で「STS実証実験」を実施した。現在、モニターからのアンケートを集計中。それをふまえ、どのような料金、条件ならSTSを実施できるか検討していく。
- *検討事項は、まず「安全と安心」の確保。白ナンバー輸送でも運転者が2種免許を取ることが、「安全」担保の条件として社会一般に説得力があるのではないか。

（２）構造改革特区での有償運送の実施 資料②

- *構造改革特区の法案が11/21に衆議院を通過した。移送サービスは、熊本県の村と世田谷区

が名乗りを上げている。特区では、自家用車の有償運送を実施する。

- ＊「STS実証実験」の結果を受けて、全国に自家用車の有償運送を広げていくが、その前に「特区」でモデル的に事業実施。今後も自治体の積極的な取組みをバックアップしたい。

厚生労働省老健局振興課・成松氏の説明要旨

(1) 介護予防・生活支援事業の活用

- ＊道路運送法に違反しない範囲で広げていきたい。

(2) 介護保険の介護報酬見直しの進捗状況

- ＊「介護給付費分科会」で、かなり議論が煮詰まってきた。年明けに報酬額が決まる。

◆「移送・移動サービスネットワーク団体会議」◆

11月22～23日、国交省のガイドライン策定への対策を練るため、移送サービスの地域ネットワーク団体や複数の実施団体を傘下に持つ全国団体が集まって「移送・移動サービスネットワーク団体会議」が開かれました。

一口に「移送サービス」といっても、福祉車両を10台近く運行している団体からマイカーボランティア中心の小さな団体まで、形態や規模は様々です。会議では、国交省の問いである『安全と安心』を担保するためにどんなことを実践しているか、運転者研修や保険加入など努力目標も含めて団体間の合意形成を図りました。

資料③の「民間非営利団体による移送サービスに対する『ガイドライン』策定に関する要望および提案」は、今回の会議で「多くの非営利団体が既に行っている、または今後行いたい対策」として、一応の合意を見たものです。11/27の国土交通省ヒアリングで、2種免許が無くても移送サービスの安全性は保てることを示すため、「団体会議」名で国交省宛にこの提案書を提出しました。

「団体会議」は「東京ハンディキャブ連絡会」の呼びかけで開かれましたが、当面の国土交通省やマスコミに対する対応の際の活動母体として、継続していくことになりました。今後は、「使用車両のタイプ」や「利用費用の設定」を含めて、「非営利移送サービス」の枠組みも整

理していくと思われます。

今回、全腎協（事務局）は、「利用者のニーズに応じてサービス提供側も多様性が必要」と主張しましたが、「団体間の格差を少しでも埋めなければ社会一般の理解を得られない」という危機感も他の参加者から強く感じました。

今後の議論のため、アンケートを同封いたしますので、通院送迎の実施団体からのご意見をぜひお聞かせ下さい。

<今後議論の必要な項目>

◇非営利団体の認定◇

NPO 法人格が必要か。法人格は負担が大きいとすれば、なんらかの組織の条件を自主的に作る必要があるか。

◇使用車両◇

運転ボランティアの自家用車は「白タク」でないという証明が難しい。「送迎中のステッカーを貼る」「事故時の責任の所在を明確にする」などの対策が必要ではないか。

◇利用費用の設定◇

燃料代や車両維持費はともかく、人件費や事務所経費をどこまで必要経費とするかが問題。

◇利用対象者◇

利用対象は移動困難者だが「移動困難者」とはどんな人か。知的障害者や経済事情でタクシーを利用できない人、妊婦なども移動困難者と考えられ、定義が難しい。

◆国土交通省による非営利移送サービス団体に対するヒアリング◆

民間非営利団体の移送サービス事業の運動に取り組むことを決めた「移送・移動サービスネットワーク団体会議」（3面参照）は11月27日、国土交通省に移送・移動サービス団体の活動実態や国交省が進めようとしているボランティア移動サービスに対する規制についての要求をもって陳情を行ないました。この日の陳情には、全腎協や、東京をはじめ各地域の移送サービス団体の代表ら10人が参加、国交省自動車交通局旅客課の課長、室長、専門官、係長と話し合いました。

冒頭、旅客課長は「高齢化社会、バリアフリー化の中で、福祉タクシー、ボランティア移送、介護タクシーなどの動きが活発であり、行政としてもなんらかの対応をせまられている。札幌でSTSの実験を行ない、その結果も受けて実際にどのようにすすめていくか、アンケート調査も行ないたいと考えている。今日は移送サービスに携わっている皆さん方からボランティア活動とその実態をうかがいたい」と発言がありました。

これに対して各団体に共通する全国的な取組み実態を東京ハンディキャブ連絡会の代表が詳しく紹介し、これに関連して国交省側から実態に関わるいくつかの質問がありました。

国交省からは、①各団体は利用者、ボランティアから会費を取っているのか②傘下の団体はNPO法人格を取っているのか③運転者は登録制か、法人と運転者との契約か④運転者への講習は定期に行なっているか⑤NPO法人の場合、介護保険の事業者になっているか……などの質問があり、団体側から現在の実態がそれぞれ回答されました。

話し合いは2時間近くにわたりましたが、引き続き話し合いの機会を持ちたいとの団体側からの要望もあり、機会がもてれば話し合いたいと国交省から回答がありました。また、国交省としては、「各地のボランティア移送活動団体といろんな機会に話し合ってきている。全体として好意的に見ているつもりだが、あえて規制したくはないが法律上の位置付けも求められており、タクシー業者から市場を荒らされるのではとの心配もあって無視もできない。同じ条件、土俵で“制限”しないと不公平との意見もある。国交省の立場からは、あくまで道路運送法上の安全対策を担保する立場からの基準作りを考えていきたい」などとの見解が示されました。



資料で読む「情勢と出来事」



◆資料① 市民政策ヒアリング「移送サービス問題についてパートⅡ」（国土交通省配付資料）

◆資料② 構造改革特区法案（新聞記事・首相官邸ホームページ）

◆資料③ 「移送・移動サービスネットワーク団体会議のご報告」「民間非営利団体による移送サービスに対する『ガイドライン』策定に関する要望および提案」（東京ハンディキャブ連絡会）

◆資料④ ボランティア移送に対する国土交通省の見解、業界団体の動き（新聞記事）

「全国乗用自動車連合会（全乗連）」……ハイヤー・タクシー事業者の団体。全乗連は法人事業者の団体で、個人タクシーは別の団体を構成しています。

「全国自動車交通労働組合連合会（全自交）」……ハイヤー、タクシー、観光バス、自動車教習所の労働者で組織される労働組合の全国組織です。

「全国福祉輸送サービス協会（全福協）」……車椅子専用車、寝台車、車椅子寝台兼用車及び福祉専用バスのいわゆる福祉輸送車で事業を営む事業者による全国組織です。

◆資料⑤ 「デイサービスの介護者から車いすごと転落、77歳死亡」（新聞記事）